

部落解放研究所おしらせ

研究活動の総括と今後の課題について論議 — 研究所第五回 部落解放研究者会議の報告 —

去る二月十九日～二十日、部落解放研究所の第五回研究者会議が奈良、あやめ池の桃山荘でひらかれ一〇五名の参加を得て成功裡に終了した。

第一日目はまず全体会をもち、村越副理事長の司会開会の後、原田理事長の開会挨拶、大阪府粉生同対指導課長、大阪市広部同対課長の来賓の挨拶を頂き、つぎに部落解放研究所の友永健三事務局長から大阪府連の組織・全支部をあげて取り組まれた昨年の実態調査の結果(第二次単純集計)が報告され、特別措置法一三年間の成果とあ

わせて、依然として深刻な差別の実態が存在することが明らかにされた。

ついで研究者会議は、啓発・運動、人権・行政、教育・地域、歴史・理論の四つの部門別に分れて、本年度の部会活動の総括と来年度の活動の課題などについて討論した。

第二日目は、ふたたび全体会をもち、前日おこなった部門別会議の討論の報告をうけて問題意識を全体化していった。(以下に部門別会議の報告を掲載)

最後に、大賀正行研究部長がまとめに立

ち、①本年度政府の同和予算は一・三%減ときびしいが、啓発予算は絶対額は少ないとはいえ二〇%のびており、その内容がこれから問題になってくること、②差別の法的規制については、とりわけ日本では遅れていること、③市民的権利の保障という面では、運動の側から要求の社会性を持たせるための見直しが必要になっていること、④解放理論の面では、ひきつづいて国民的融合論で批判していくとともに、解放運動の発展にともなうたえず新しい課題が提起されてきていること。などのまとめがあり、会議を終了した。

なお、部落解放研究所の創立十五周年の記念事業として、記念論文を募集することになった。(一七二ページに募集要綱を掲載している)

啓発・運動部門会議（報告）

啓発運動部門の会議は、二本の報告とそれにもとづく、論議がおこなわれた。

まず最初に、大阪部落実態調査の中の結婚の項目について、詳しく報告がおこなわれた。

結婚相手について見ると、年々部落出身者同士の結婚が減っており、とりわけ同じ部落内での結婚が減ってきている。又、部落出身者と一般地区出身者との結婚の中でも夫はこの地区、妻が一般地区の生まれが増えていることがわかる。

結婚差別の体験については、ここ二、三年の間に結婚した若い人たちの中で、差別の体験が増えている。戦前に結婚した人たちの中で、差別を受けたと答えている人が少ない理由として考えられるのは、差別に対する自覚の問題が一つ。それに戦前の場合、家族や親戚の反対を押し切って結婚することは考えられないことであり、何ら

かの理由で——たとえば、地方から大阪に出てきて——親元との関係が切れ、結婚したケースが多いのではないかと考えられる。

さらに、結婚差別の内容を見ると、結婚差別をしているのは、親、きょうだい、親戚・知人という順番になっている。特に、夫が部落出身で妻が一般地区出身の場合、妻の親元が反対したと答えている率が逆の場合と比べて高いということがわかった。これは、今日の結婚がやはり伝統的な「家」意識を支えられ、女性が家族の干渉を受けることを示している。

近年になるほど部落と一般地区出身者との結婚が増えている理由として、解放運動の発展とそれともなう意識の変化に加えて、同和対策事業がすすむなかで、仕事の保障や生活の安定の結果ではないかという意見も出された。

わかった。さらに、学習意欲を調べて見ると、人権問題について「ぜひ学習してみたい」という人が一・三％、「できたらしてみたい」という人が二二・三％で、条件さえとこのつら約四分の一の人たちが参加してくるということがわかった。又、人権問題について学習する意志がないという人も、生活上の不満や不安を九割の人はもっており、学習の方法や内容の改善が必要である。

今後の啓発のあり方についても、活発な討議を行なった。とりわけ、「ねたみ差別

」の啓発について、①部落差別の実態を構造的に明らかにすること、②同和事業について、広く市民にとってもプラスであることを示す、③国際人権規約を中心に人権意識の高揚をはかる。④「ねたみ意識」の物的条件をとりのぞくためのとりくみ、さらに、同和対策事業が実現するために、部落住民の血のじむような闘いがあったことを具体的に啓発することの必要性や、大企業に対しておこなわれている優遇措置についてバクログする必要性が指摘された。

（加藤敏明）

人権・行政部門会議（報告）

昼間の部では、「大阪部落実態調査結果（中間報告）」について論議がなされた。

その中で、住宅、健康の問題について論議が行なわれた。住宅について、一つは、不良住宅が四〇・六％（一九七五年）から一九・二％に減少している事にみられるように改善が進んできている。しかし、今な

身元調査との関連では、宗教者の果している役割が問題となった。教団の動きとして、浄土真宗大谷派が進める過去帳の閲覧禁止のとりくみが報告された。

今後の課題として、啓発用に結婚差別にかかわる事例集を作成することが指摘された。

次に、箕面市の意識調査の報告があった。その中で、「啓発」の接触している人が部落問題についてどのような認識にあるかということについて詳しく報告がおこなわれた。部落の歴史的起源に関する認識は、「啓発」接触機会の量にしがたって認識は高まっているが、部落差別の見方や、差別をなくすための方向、部落問題に直面した時の態度、同和事業に対する考え方は、現状では「啓発」の接触機会が増えたからといって、認識が高まっているとは言えないという結果がでた。

また、「啓発」接触のほとんどゼロの人の分析が報告された。「啓発」接触の多い人と比較すると生活意識において特徴があり、社会のことよりも自己のことを優先する。「無関心派の利己主義者」が多いことが

（三二・九％）が「病弱」であり、全国（厚生省調査）の一・八％と比べて二倍である。二五才代から府下平均との格差がひろき始め、四五〜六四才となると、その差は一層大きくなっている。ねたみ老人についても約四〇〇人おられ、現行制度のホームヘルパ制度の充実が強く望まれている。

今後の課題としては、①病気の原因を明らかにしていくこと、②病弱に対してどのような治療、対策が現在なされているのかを明らかにすること、③最低二万人に及ぶ病弱者に対する検診体制を充実・強化していくこと、が指摘された。

また、仕事の問題では、現在の職業資格のもつ有効性について、年金の未加入問題では、部落大衆の自覚育成のための教育措置、企業側の姿勢について討議がなされた。

夜の部には、各部会の活動報告と今後の課題について討議がなされた。

人権部会では昨年一二月の反差別国際会議の成功、今後の課題として世界人権宣言三五周年において、①「人種差別撤廃条約」

批准促進、研究、普及に協力していく、
 ◎興信所、探偵社に対する規制条例とプライバシー保護法の研究(特に、当面、興信所・探偵社への規制条例について、罰則規定をどう規定するのか)、◎「全国のおいつく差別事件(続)」の編集作成に協力していく。

法律部会では「現行法における部落差別救済とその限界」についてなされた研究成果をもとに、部落差別に対する法的規制(特に、興信所・探偵社に対して、就職差別に対して、差別煽動に対して)について、人権部会等と協力して研究を進めていくとともに、東大阪結婚差別事件・訴訟の経験を活かして必要な事件にとりくんでいく。更に、「部落解放基本法」の作成・検討に協力していく。

福祉・医療部会は、大阪部落実態調査結果をふまえて、特に老人、障害者、生活保護世帯、健康管理の問題に対する一層の分析と政策の検討を重点に進めていくことが予定されている。また、国際人権規約、女性差別撤廃条約、障害者年の行動計画の中で提起されている社会保障についての項目

を学習、検討していく。

労働部会では、①部落問題事典の編集協力、②全研にむけた労働対策活動の手引きづくり、(本年は「内職」について)③就職差別撤廃のために、ILO一一号条約の研究、④大学での受験報告書に現われた問題の分析、大学生に対する「青田蒔り」への規制の現状、等を研究していくことが報告された。

産業部会では、①皮革自由化問題との関連で部落の皮革業をどのように守っていくのか、特に業界全体が過剰状態であり、きびしい状況にあること、②同和産業振興会が進められた、「企業連合員調査(労働災害など)」「靴を中心とした皮革関連産業の実態調査」「鉄・非鉄金属を中心とした再生資源関連産業の実態調査」をふまえて、業種別・産業別の対策を明らかにしていく事が報告された。そして、新規事業として進められてきた「新大阪タクシー」の発展についても討議がなされた。

農業部会では、①零細農家の発展の方向と関連して、農地の利用率の向上、地域での耕種と畜種の複合経営、等の事業例をま

が、今後は各支部段階での分析と政策化が必要であり、それに協力していくことが報告された。

教育・地域部門会議(報告)

教育・地域部門会議は、まず最初に全同教の荒木康雄氏より、「同和教育運動の30年をふりかえって」というテーマで全同教30年の歴史をふりかえる中で、今日の課題の提起をしていただいた。荒木氏は全同教結成当初の故盛田嘉徳氏の指導的役割を高く評価し、特に第7回大会での記念講演を例にとりながら、今日の全同教の課題を考える上で非常に示唆に富むのではないかと報告。すなわち、盛田氏の講演は、全同教の量的拡大にともなう質的な発展についての問題提起があったが、それは今日でも充分に生かされなければならない課題でもあること、さらには、その当時文部省の反動化の進む中で同和教育を道徳教育にすりかえる意見があったが、それに対して同和教

以上の各部会の報告・討論をへて、人権・行政部門会議を終えた。(中村清二)

育の原則をふまえながらそれとの関連で道徳教育を考え、「融和主義」に対する批判を行っていったこと、(これについても今日、国民的融合論に対する批判を行う上でも重要である。)(また、「同和教育をすすべる」の学校で、特に部落を含まない学校で」という提起の重要性についても論じておられるなど第7回での盛田講演は非常に大切なものであるとした。

さらには今日全国的にも問題となつてい非行の問題をどうとらえるのか、これについては、全同教30年の中で絶えず課題としてきたものであり、一九六四年の大会に全同教見解をだしていること、八尾中、旭ヶ丘中を通して、子供たちの「荒れ」をどのようにとらえるのかについて考えられて

とめていく、◎大阪の部落農家の実態、発展の方向について研究していく。

環境部会では、①これまでほとんど対策がうたれていない都市の大規模部落、農村での少数点在部落の環境改善をどうしていくのか②部落の規模・立地条件にあった町づくりや建設の一定の目標を明らかにしていくこと、③住宅政策のあり方、駐車場・緑化の問題を研究すること④地区内施設利用の実態把握を進め、施設運営のあり方を研究すること⑤全国で問題となっている「河川問題」について検討を行なうことが提起された。

行財政部会では、①「部落解放基本法」要綱づくりにむけた調査・研究、②大阪部落実態調査結果と同和事業の現状をふまえて、今後の同和対策の課題(必要な要求の政策化と部落解放の立場に立った事前の見直し)を明らかにしていく、③ねたみ差別克服のための市民共闘や周辺地域共闘づくりに寄与できる資料づくりが提起された。

調査部会では、今回の府下四七支部、二五九〇世帯、八万二七六五名の実態調査を各部会の協力のもと進め、分析してきた

きた経過と、子どもたちの「荒れ」の背景には、家庭崩壊、不安定な仕事、人間疎外など、社会制度の問題としてとらえる必要があるとの分析は、今日の状況をみても極めて今日的意義がある、全同教の築きあげてきた遺産を全国的な課題にしていく取組む必要があると報告した。

次に大阪の部落実態調査のクロス集計の分析報告がなされた。部落の学歴構造を全国平均とくらべてみると20〜30年の遅れがあり、不就業については、戦前のレベルに近い状態であること、義務教育卒、高卒、大卒の率をみると一九六五年の全国平均の状態に近いこと、また、部落の学歴構造の年令別構造が沖縄県の状態とよく似ていること、さらには、学歴、読み書きについては、男女差がはっきりとでており、特に40代以上で読み書きできない人や不就業の率が高いことが明らかとなった。

学歴と年収、学歴と仕事との関連については、とりわけ、未就学者と大卒者の仕事の実態が全国平均とくらべて非常に格差があり、特に大卒者については20%の人しか事務職についていない(全国平均は、80%)

実態である。

以上、2つの報告に続いて教育・地域部門の各部会からの活動報告があった。

①保育部会については、「障害」児保育のあり方について論議をかきわけてきていること、②小学校部会については、大阪の解放教育運動の10年の歩みを総括する視点から府下各地の自主編成の取りくみの検討を進めていること、③中学校部会については「非行」克服の取りくみと課題について論議、④子供会部会については、子連結成10年を迎え、その歩みを総括し、記念誌の編集を行なうこと、⑤高校奨学生部会については、一九八二年度府立高校生部落問題意識調査の分析と高校教育制度の問題点の解明、⑥大学部会については昨年は、体制が整わず、活動できていないが今後、研究者の交流をはかっていく必要があること。

⑦識字部会については、テキストづくりということでの作業を進めていること。

⑧総論部会については「解放の学力とは」をテーマとして論議をしていること、特に、「障害児」教育運動の高まりからこれまでの解放教育側の学力のとりえなおし

せまられていること等が報告された。

その後、各部会の課題をまとめて論議をした。特に①「解放の学力」についての論議では、一九六七〜八八年ぐらいいから受験対策の学力に対して解放の学力が提起されてきたが、その中で高い知的能力の保障を抜きとした主体の形成のみの考えと一般的な学力向上のみの両極端の考えがあり、さらには反発論という形でこれまでの発達理論の再検討と新しい発達観も提起されている。ことについてもさらに論議が深められなければならぬが、討議の中では、すでに全同教では60年代に、学力についてそれは、差別と闘う生きる力をどうつくっていくのかということが学力の内容であるとする定義づけがあったこと、又、広島から部落の低学力はすでに就学前の中にあるとする問題提起もなされた。

②次に、地域の教育諸力の問題である。地域での条件整備が進むことがかえって親や子ども教育諸力を奪っている側面があるとの指摘があった。また、大学奨学生が、卒業後、どのように運動に関わっていくのかというときにその多くは「丑松」に

歴史・理論部門会議（報告）

歴史・理論部門としては、大きく二つのテーマについて討論した。

第一は、昨年に財団法人として発足した大阪人権歴史資料館について。事務局の朝治君から、今後の計画や課題について簡単な報告があり、歴史・理論部門としてはとくに、資料収集や展示内容について協力が求められた。

収集すべき資料としては労働用具、生活用具や解放運動、部落差別の姿を端的に示すものが望まれ、また伝承や踊りを、テープや写真・ビデオで採録していくことも必要になってくる。

その場合、部落解放運動や部落差別、あるいは部落産業といった、部落問題に直接かかわる資料を集めることはもちろんだが、必ずしも部落に特有なものではなくても、昔の労働や生活用具は可能な限りこの際に収集しておくべきだという意見があった。というのも、現在のところ部落問題に

限らずそうした歴史的な資料を収集し保存する機関がなく、その点で、大阪人権歴史資料館の任務は大きなものがある。又、意見としては、できるだけ大きな収蔵庫が必要であるとの点が出された。普通、資料館や博物館の収蔵スペースは、展示スペースの二倍から三倍いるといわれている。それだけのスペースがないとたとえば常設の展示についても幅が出ないし、特別展示をするにしても、展示品を収蔵することが不可能であり、また、収蔵スペースが小さいと、せっかく寄贈や寄託の申し出があっても、それに答えることができないということになる。この点については、今後の設計をつめていく段階で十分に配慮されるよう要望した。

いずれにしても、二年後の開館にむけて、今後精力的に資料収集、展示内容についての検討を進めていくため、それぞれの

なっているとの指摘があり、さらには保育所・学校での集団主義教育の理論と実践の今日的意義、重要性についても強調された。就学前教育の場においては、同和保育運動の高まりの中で集団主義の観点に立つ実践は、一定定着してきたが、小学校、中学校の段階については、十分に伝わっていないこと、大阪を中心とする60年代以後の解放教育運動の中で、学校、地域（子ども会）、家庭の三者連けいの実践や、集団主義にもとづく学校づくりの実践の教訓化が必要となっている。そこから今年の課題としては、①学力論の理論的整理、②地域の教育諸力の諸問題についての整理③大学研究者の交流。④全同教30年の教育実践の総括等を今年の課題とすることになった。

（前川実）

地域ですでに歴史的な資料の収集を手がけている方々の協力を得ることはもちろんだが、民俗学・歴史学、あるいは産業史といったそれぞれの専門家の方々に協力をお願いして、資料収集・展示内容につめていく専門委員会のようなものの必要が指摘された。

現在、少ない人数のなかで事務局の担当者がんばってくれていますが、このような大きな事業は、一人や二人の個人的な力量ではにないきれないし、資料館の建設それ自体が一つの大きな運動として取組まなければならないことは、言うまでもなく、又、一つの資料が集まると、「そんな資料なら、うちにもある」ということで、資料収集に拍車がかかるといったこともあります。そこで、できるだけ多くの機会をとらえて、できれば簡単なものでもいろいろからニーズのようなものを発行して、資料収集の経過や成果、事務局として希望しているのはこんな資料だ、といったことをたえず提起していく必要があるのではないかと、この意見もあった。

ともかく、これは想像以上に大変な事業

になることと思っておりますので、皆さんの絶大なご協力をお願いしておきたい。

歴史、理論部門で討論した第二の点は、部落解放研究所として取組むべき部落史・解放運動史に関する資料収集についてである。

部落解放研究所は、その創立から大阪の研究所とい側面を持っていますが、同時に中央の研究所という機能、任務、役割も大へん大きなものがあり、そこで部落史・解放運動史に関する資料収集という場合も、当然その二つの側面を満たすべきものが要求されてまいります。

中央の研究所ということであろうと、できる限り、各地の研究所(会)では手におえないような、たとえば全国的な同和行政、実態調査、部落解放運動にかかわる資料の収集に心がけてほしいという意見が出た。

かつて戦後の部落解放全国委員会、部落解放同盟の全国大会の議案書・方針書をまとめて『部落解放運動基礎資料集』全四巻を編集し発行したのも、そうした要望に答えるためであったが、他方、大阪の研究所として、大阪の部落史、解放運動史の資料を

収集し、まとめていくということについては、まだまだ取組みが遅れており、むしろ各地・各地域での部落史編集の成果に学ばねばならない状況にある。

遅ればせながらも、ようやく、大阪の部落史をまとめるための基礎的な資料収集にとりかろうという気運が出て来ている。大阪府下各地ですでに取組まれた成果に学びながら、そして各市町村史編さんの過程で掘りおこされてきた膨大な資料にもあたりながら、進めていかなければならない。

当面は、これまでの大阪の部落史・解放運動史について書かれた研究論文の目録をつくらたり、今までに判明している限りの資料の所在目録をつくるといった作業から始めていく予定である。

これも、本格的に動き出しますと大きな事業になりますので、皆さんの御協力をお願いしたい。

最後に、こうした資料収集をベースに、部落史あるいは解放運動、解放理論にかかわる諸問題について研究を深めていく作業が残されている。昨年七月の全国研究者集會では、三人のパネラーの参加を得て、被

差別部落の起源にかかわるシンポジウムを企画し、その成果を『部落解放研究』三一号に紹介した。

本年は、部落解放研究所の創立十五周年の記念事業として、「日本資本主義と部落問題」をメイン・テーマとした記念論文の募集を計画している。また五年ほど前に発行して好評をえました『近世部落の史的研究所』につづいて、本年は『近代部落の史的研究所』という論文集の編集を企画しており、今年は一いつ、近現代の部落史について大いに研究を深め、部落解放研究所としても目的意識的に、このテーマについて追究していくことを確認し部門別会議を閉会した。

(渡辺 俊雄)

研究所創立15周年の一九八三年度事業計画を決定

―(社)部落解放研究所第二七回総会が開かれる―

二月二〇日、第五回研究者会議に引き続き午前十一時より部落解放研究所第一七回総会が開催された。

開会に先立ち原田伴彦理事長が「研究所創立一五周年にあたる本年の取り組みをさらに発展させよう」とおっしゃった。つづいてただちに議案の審議に入った。

まず、最初に一九八二年度中間事業報告として過去一〇ヶ月間の事業について報告がなされた。

七つの柱にそった事業の中で特に①昨年末の反差別国際会議の成功裡の開催により大きく国際連帯の輪を広げたこと②部落の形成に関するシンポジウムの開催等研究活動が強化されていること③スライド「部落解放のあゆみ(戦前編)」の作成等全国水平社創立六〇周年記念事業を推進してきた

こと④啓発企画研究の強化⑤『宗教と部落問題』『盛田嘉徳部落問題選集』等の出版活動など部落解放研究の様々の分野において一層前進させてきていることが確認され、残された二ヶ月間継続事業を進めることにした。

続いて一九八三年度事業計画についての論議がなされた。

一九八三年は部落解放研究所が創立されて一五周年と言う記念すべき年にあたっており、部落解放研究の水準を飛躍的に高め大きく高揚させることを基調に、以下の六つの柱を中心とする事業計画が提案され採択された。この他一九八二年度中間会計決算、一九八三年度予算案、一九八三年度基本日程等についても論議された。

最後に西岡智理事が、研究員の日頃の熱意ある取り組みに対して感謝を述べると共に創立一五周年を機にさらに研究を深めるために一層の結集をお願いしたいとの閉会あいさつを行ない第一七回総会を終えた。

(以下に主要議案のみ紹介)

第一号議案

一九八二年度中間事業計画……………略

第二号議案

一九八二年度中間会計報告……………略

第三号議案

一九八二年度後期

(一)三月 事業計画……………略

第四号議案

一九八三年度

(社)部落解放研究所

事業計画

一九八三年は、部落解放研究所が創立されて一五周年という記念すべき年にあたっている。時あたかもこの年は、世界人権宣言が採択されて、三五周年という記念すべき年にもあたっている。この年に、部落解放研究の水準を飛躍的に高めるとともに、部落解放を始めとした人権擁護の気運を大きく高揚させるために以下の六つの柱を提起する。

- (1) 新たな段階にたつて、部落解放運動の発展にむけ、ひきつづき理論的、政策的裏付けにとりくむ。
- ①あらたに制定された「法」の活用について研究活動を強化するとともに、「部落解放基本法」制定にむけた研究をさらに深める。さらに、「同和对策事業」に対する攻撃の実態を分析し、これをはねのける方向を解明して行く。

- ②「部落問題文獻目録」を刊行する。
- ③研究所創立一五周年記念図書整備にとりくむ。
- ④記念集会を開催する。
- ⑤「部落解放研究所創立一五年のあゆみ」を刊行する。
- ⑥記念論文を募集する。
- (5) 国際連帯にひきつづきとりくむ、世界人権宣言三五周年を記念したとりくみの開催に協力していく。
- ①英文ニュースの充実、拡大にとりくむ。
- ②反差別国際会議の英語版報告書の作成にとりくむ。
- ③中央本部や関係行政とも連携をとる中で、世界人権宣言三五周年記念事業の開催に協力していく。
- ④国連、ユネスコ等との連携強化にとりくむ。
- ⑤国際人権規約の具体化と完全批准をはじめ、女性差別撤廃条約の批准、とりわけ「人種差別撤廃条約」の批准にむけた研究と宣伝を本格的に開始する。
- (6) 組織・財政基盤の拡充にとりくむ。

②「部落地名総鑑」差別事件、丸八真綿差別事件、損保リサーチ差別事件、さらには、興信所、探偵社の悪質な実態の調査をひきつづき強めると同時に、ILO一一号条約の批准による就職差別の禁止、プライバシー保護条例やプライバシー保護法の制定にむけた研究を強化する。

③「狭山再審」の達成にむけた研究活動をひきつづき強めるとともに、拘禁二法の制定を阻止し、監獄法の民主的改正や、再審法の改正にむけた研究啓発活動にとりくむ。

④大阪部落解放実態調査を成功させるとともに、各種実態調査活動に積極的にとりくむ。

⑤各地で相次ぐ差別事件を集約し、分析を加える中で、これに対する必要な方向性についての研究にとりくむ。

(2) 解放理論の整理にむけた諸事業にひきつづきとりくむ。

①大阪の『解放学校テキスト』の発刊の経験をふまえ、中央段階での各種テキストの作成に積極的に協力していく。

②部落の形成に関するシンポジウムを本

①学者、研究者のさらなる結集を強め、研究部の充実と活動の強化にとりくむ。

②運動体との定期協議、各地研究所との連携強化にとりくむ。

③東京事務所の充実にとりくむ。

④ひきつづき文部省法人化にむけた調査、研究をおこなう。

⑤財政基盤の拡充に取り組む。

なお、一九八三年度の主な出版事業としては、『大阪同和教育史料集』第三巻、『部落解放年鑑』八二年版はもとより、『部落問題文獻目録』『入門部落解放運動』『反差別国際会議報告書(英語)版』『近代部落の史的研究』の出版等にとりくむ。また、視聴覚教材としては、スライドV『女性差別撤廃条約について』、VI『部落解放のあゆみ(戦後編)』を作成する。(各部・室の事業計画は略す)

第五号議案

研究所創立一五周年事業

について

来年は、一九七三年八月に研究所が創立

年度も企画する。

③「近代部落の史的研究(仮称)」にとりくむ。

④ひきつづき「国民融合論」の批判にとりくむ。

⑤部落問題事典の編集にとりくむ。

⑥紀要『部落解放研究』の充実にとりくむ。

⑦

(3) 啓発企画事業を充実強化する。

①啓発活動の重要性の増大に鑑み、啓発企画部の拡充をはかり、啓発企画室へと発展させる。

②啓発に関する各種資料を集め、比較研究を行う中で、今後の啓発の方向性をあらかじめ示していく。

③視聴覚教材の収集をさらに強め、比較研究を行う中で、今後の方向を明らかにしていく。

④市民啓発、企業啓発、宗教関係の啓発、行政、職員研修等分野毎の啓発のあり方を究明し、各種テキストの作成にとりくむ。

(4) 研究所創立一五周年を記念した事業にとりくむ。

されて一五周年という記念すべき年にあたっている。時あたかもこの年は世界人権宣言が採択されて三五周年という記念すべき年にもあたっている。この年に、部落解放研究の水準を飛躍的にたかめるとともに、部落解放を始めとした人権擁護の気運を大きく高揚させるために以下のとりくみを提起する。

(1) 記念事業

①「部落問題文獻目録」(仮称)を発刊する。

②部落解放研究所創立一五周年を記念した記念集会を適当な時期に東京と大阪で開催する。

(2) 記念集会

部落解放研究所創立一五周年を記念した記念集会を適当な時期に東京と大阪で開催する。

(3) 冊子「部落解放研究所創立一五年の歩み」の発刊

(4) 国際連帯のとりくみ

①この年が、世界人権宣言採択三五周年という記念すべき年にあたっているので記念集会に、適当な人を招待する。

② 反差別国際会議の報告書（英語版）の作成にとりくむ。
(5) その他

① 一九八三年度に実施する研究者集会と夏期講座を「部落解放研究所創立一五周年記念」と銘うって実施する。

- 1 第五回全国部落解放研究者集会
七月九日～十日 奈良・桃山荘
 - 2 第八回部落解放西日本夏期講座
八月三日～四日 九電体育館
 - 3 第一四回部落解放夏期講座
八月一八～二〇日 高野山
- ② 記念論文（テーマ「日本資本主義と部落問題」）の募集
- (6) 実行委員会

① 以上のとりくみを成功裡に実施するために、実行委員会をつくる。

◎ 構成メンバー（理事全員、大阪府・大阪市・市町村、中央本部、大阪府連・府同促・市同促、大阪人権協、国際人権規約大阪府民会議、その他）

一九八三年度研究所予算……………（略）

第七号議案

一九八三年度研究体制

理事長	原田伴彦（研究所所長）
副理事長	村越末男（啓発企画室長）
理事	住田利雄
“	鈴木祥蔵（図書資料委員会委員 長）
“	西岡 智（啓発企画委員会委員 長）
“	大賀正行（研究部長）
“	友永健三（事務局長）
監事	寺本 知
“	上田卓三

第八号議案

一九八三年度基本日程

四月 六日	研究所理事会
五月二～二四日	部落解放同盟第三八回全国大会
七月九・一〇日	研究所第一八回総会
	第五回全国部落解放研究者集会

八月三・四日

部落解放第八回西日本夏期講座

一八～二〇日

部落解放第一四回高野山夏期講座・研究所理事会

一〇月一～三日

部落解放研究第一七回全国集会

二月二六・二七日

研究所理事会

一月

研究所・マスコミ懇談会

二月

研究所第一九回総会
第六回部落解放研究者会議

さて、毎年七月に開催しています全国部落解放研究者集会は本年で五回目を迎えました。この間、部落解放にむけた研究活動は非常に活発となり、各分野における研究も深められ、昨年の研究者集会では、「被差別部落の起源を考える」シンポジウムが行なわれ、有意義なものとなりました。

第五回全国研究者集会では、日常の各分野の研究活動の発表とともに、シンポジウム「『差別と表現』を考える」を企画しました。解放運動家・マスコミ関係者・研究者等の各分野から報告を頂き、討論を深めていきたいと考えております。

また、部落解放研究所といたしましては、本年が創立一五周年という記念すべき年を迎えており、さらに世界人権宣言三五周年にあたり、部落解放をはじめとした人

第五回 全国部落解放研究者集会ならびに (社) 部落解放研究所第一八回総会 開催のお知らせ

権擁護の気運を大きく高揚させるため、以下の六つの柱を中心に事業を進めております。

- ① 新たな段階に立って、部落解放運動の発展にむけて引きつづき理論的・政策的裏づけにとりくむ。
- ② 解放理論の整理にむけた諸事業に引きつづきとりくむ。
- ③ 啓発企画事業を充実・強化する。
- ④ 研究所創立一五周年を記念した事業にとりくむ。
- ⑤ 国際連帯に引きつづきとりくみ、世界人権宣言三五周年を記念したとりくみの開催に協力していく。
- ⑥ 組織・財政基盤の拡充にとりくむ。

以上六つの柱を中心とした研究所活動についても、第一八回部落解放研究所総会で深めていきたいと存じます。

つきましては、第五回全国部落解放研究

者集会ならびに部落解放研究所第一八回総会にぜひともご参加頂きますようご案内申し上げます。

記

日時：一九八三年七月九日（土）午後一時～七月一〇日（日）正午

場所：奈良市あやめ池「桃山荘」（電話 七四二・四六・五一五）

主催：（社）部落解放研究所

参加費：八、〇〇〇円（宿泊、資料代ふくむ）

内容：第五回全国部落解放研究者集会

（7/9～7/10）〈第一日目〉

午後：全体集会

○シンポジウム「『差別と表現』を考える」（マスコミ関係・解放同盟・辞書関係・歴

史的文献の各氏から報告を予定)

○特別報告「世界人権宣言35周年を迎えて」(友永健三研究所事務局長)

夜……部門別会議(研究報告と討論)

①啓発・運動部門

企業内同和問題研修推進委員の意識調査結果(啓発部会) / 社会啓発とマスコミ(マスコミ部会)の研究報告を予定。

②人権・行政部門

大阪における実態調査をふまえた今後の政策課題(部門各部会事務局) / 部落解放の課題と解放立法の展望(高野真澄)の研究報告を予定。

③教育・地域部門

解放の学力をめぐる諸問題(総論部会) / 部落解放の課題と日教組運動(日教組)の研究報告を予定。

④歴史・理論部門

「日本資本主義と部落問題」

を共通テーマに——部落台帳(大阪)の分析から(近現代史部会) / 近代の被差別部落——長崎一などの研究報告を予定。
(以上、要請中もふくむ)

〈第二日目〉

午前……全体集会

- 部門別会議の報告
- 全体討論
- 研究部長まとめ

(社)部落解放研究所第一八回総会

(7/10午前中)

- 開会行事
- 議案審議・採択
- 閉会

問い合わせ……部落解放研究所研究部まで

(大阪市浪速区久保吉一―六

―一二)

電話〇六〇五六八―〇〇六四

〔会員には別途、案内状を送ります。〕

(社)部落解放研究所創立十五周年記念論文募集について(募集要綱)

◆主催 (社)部落解放研究所

◆テーマ 「日本資本主義と部落問題」(副題は自由)

◆応募規定

- 一、資格 一切不問
- 二、枚数 三〇枚〜一〇〇枚(四〇〇字詰原稿用紙、ただし未発表のものに限る。)
- 三、しめきり 一九八三年九月末日
- 四、発表 表

①部落解放研究所の創立十五周年記念集会(一九八三年十二月に予定)

②『部落解放研究』第三十七号(一九八三年十二月刊行予定)

五、賞金

入選 三十万円(一点)

佳作 十五万円(三点)

六、原稿の送り先・問い合わせ

(社)部落解放研究所 研究部